



広島県報

号 外
第 138 号

発行所 広島県総務部
総務管理司文書法制室
発行部 2,700円
購読料

目 次

公 告 (要約)
一般競争入札
広島県道第122号線沿道地帯の指定
調達内容及び数量
広島県庁行政LAN/WANネットワーク機器等一式
調達件名の特質, 仕様等
入札説明書による。
借入期間及び履行期間
平成19年3月20日(火) から平成25年3月31日(日) まで

告 白

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定によって公告する。

平成18年9月22日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般18第46号

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

広島県庁行政LAN/WANネットワーク機器等 一式

(2) 調達件名の特質, 仕様等

入札説明書による。

(3) 借入期間及び履行期間

平成19年3月20日(火) から平成25年3月31日(日) まで

(地方自治法 [昭和22年法律第67号] 第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 借入場所及び履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記①の件名で月額で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 平成14年広島県告示第1228号(平成15年4月1日から平成19年12月31日までに県が発注する物品の売買, 修理, 借入れなどの一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続など。以下「資格告示」という。)によって資格を認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 広島県の「物品の競争入札等に係る指名除外要領」に基づく指名除外を本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても受けていない者であること。

(4) 次に掲げる事項を総合審査した結果が、本契約の予定価格に対応させた基準に該当すること。

ア 営業年数

イ 自己資本額(法人は直前決算時における資本額に準備金, 積立金及び剰余金の処分額を加えた額とし, 個人は元入金額とする。)

ウ 年間総売上高

エ 流動資産

(5) 次に掲げる事項を総合審査した結果が、別に提示する仕様を満足し, かつ, 履行できると認められた者に限り入札参加資格を有するものとする。

ア 入札しようとする機器が, 別に提示する仕様書を満足すること。

イ 品質管理に関する資格ISO9001の認定を取得していること。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件一般競争入札に参加する者に共通の入札参加資格の申請手続

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は, 上記2(4)及び(5)に係る入札参加資格

の審査を受けなければならない。

イ 申請期間

平成18年9月22日(金)から平成18年10月23日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に関する休日〔以下「休日」という。〕を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

ウ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730 - 8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局情報政策室

電話 (082) 513 - 2442 (ダイヤルイン)

(2) 資格告示に基づく入札参加資格の申請手続

ア 上記2(1)の資格を有しない者は、上記(1)の申請手続に加えて、資格告示に基づく申請手続も行うこと。

イ 申請期間

平成18年9月22日(金)から平成18年10月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

ウ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730 - 8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局財産管理室

電話 (082) 513 - 2301 (ダイヤルイン)

エ 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額類については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭保22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。

4 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒730 - 8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局情報政策室

電話 (082) 513 - 2442 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

平成18年9月27日(水)から平成18年10月16日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

イ 入手方法

上記(1)の場所で直接受け取る、又は郵送等で請求すること。ただし、郵送等による請求の場合は、上記アの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成18年9月27日(水) 午前10時

イ 場所

〒730 - 8511 広島市中区基町10番52号

広島県庁農林庁舎5階 情報政策室分室

(4) 入札書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限

平成18年10月31日(火) 午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成18年11月1日(水) 午前10時

イ 場所

上記(3)イの場所

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約を担当する職員から当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行し

なかつた者による入札その他広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第21条各号に該当する入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 入札説明書で指定する性能等の要求要件をすべて満たしている提案をした者で、広島県契約規則第19条の規定によつて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする最低価格落札方式とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) その他 詳細は入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased ,and Nature of the services to be required
Local Area Network System etc 1 Set
- (2) Lease period
From 20 March 2007 through 31 March 2013
- (3) Lease place
Specified in the bid explanation form
- (4) Time-limit for tender
5:00 p.m. 31 October 2006
- (5) Contact point for the notice
Information Policy Office, Finance Bureau, General Affairs Department,
Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730 - 8511 Japan
TEL 082 - 513 - 2442 (direct dialing)

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第96号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警

備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。

平成18年9月22日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

1 実施期日及び場所等

警備業務の区分	実 施 期 日	実 施 場 所	定 員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）	平成18年10月23日（月）から平成18年11月1日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで	広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階 社団法人広島県警備業協会研修室	50名
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）	平成18年12月18日（月）から平成18年12月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで	同上	30名
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）	平成19年1月9日（火）から平成19年1月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで	同上	50名
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）	平成19年1月24日（水）から平成19年1月31日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで	同上	30名

注 講習最終日には修了考査を行い、修了考査合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

2 受講対象者等

受 講 対 象 者	提 出 す る 書 類	必 要 な 添 付 書 類
(1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者	警備員指導教育責任者講習受講申込書1通 受講申込書に必要事項を記入し、申込み前6か月以内に撮影した無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大ききの顔写真をちよう付すること。	最近5年間に当該警備業務に従事した期間があることを証明する警備業者等の作成に係る履歴書
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）		1級検定に係る合格証明書の写し

<p>第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p>		
<p>(3) 検定期則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p>		<p>2 級検定に係る合格証明書の写し 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面</p>
<p>(4) 検定期則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定期則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者</p>		<p>旧 1 級検定に係る合格証明書の写し</p>
<p>(5) 旧検定期則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p>		<p>旧 2 級検定に係る合格証明書の写し 旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面</p>

注 警備業者等が既に廃業しているなど、当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間について誓約する書面及び履歴書を提出すること。

3 受講申込手続等

(1) 受講希望届出書の提出期間

ア 1 号業務に係る講習

平成 18 年 10 月 2 日（月） から平成 18 年 10 月 4 日（水） までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 3 号業務に係る講習

平成 18 年 11 月 27 日（月） から平成 18 年 11 月 29 日（水） までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ウ 2 号業務に係る講習

平成 18 年 12 月 18 日（月） から平成 18 年 12 月 20 日（水） までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 4 号業務に係る講習
 平成 19 年 1 月 9 日（火） から平成 19 年 1 月 11 日（木） までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 受講申込方法等

ア 受講希望者本人が、上記①の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同所備え付けの受講希望届出書により届出を行うこと。

イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。

ウ 抽選結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 受講申込書の提出先

広島市中区光南二丁目 26 番 3 号 別館光南庁舎 2 階

広島県警察本部生活安全部生活環境課

(4) 受講申込書の配付場所等

上記③の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取る。

(5) 受講申込書の提出方法

受講予定者に決定した者が、直接持参すること。

なお、郵送や代理人等による申込みは認めない。

4 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 1 号業務に係る講習 47,000円

イ 2 号業務に係る講習 38,000円

ウ 3 号業務に係る講習 38,000円

エ 4 号業務に係る講習 34,000円

(2) 納付方法

受講手数料は、受講申込書の提出時に各講習に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、受講申込書にちよう付けず消印もしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

5 持参物

筆記具、印鑑、警備業関係法令集（法令集は、講習会場において購入可能）

6 講習の委託

この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。

7 講習に関する問い合わせ先

- (1) 広島県警察本部 生活安全部生活環境課
電話 (082) 228 - 0110 内線3214
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課